

児童扶養手当の現況届提出を

1002233

問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

要件 次のいずれかの児童を持つ親、または養育者

- ・父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度障害の状態の児童
- ・父または母の生死が不明な児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童

父または母と生計が別の児童を育てている親、または養育者に支給します。8月31日(月)までに現況届の手続きをしてください。受給中の人には通知します

- ・父または母が1年以上拘束されている児童
 - ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
 - ・父母ともに不明な児童
- ※以下は支給されないことがあります
- ・父または母が事実上の婚姻関係にある児童
 - ・父または母が公的年金を受けられる児童
 - ・父または母が一定額の所得がある児童

支給額(月額)

	全部支給	一部支給(所得に応じる)
子ども1人	43,160円	43,150円～10,810円
2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降の加算額	6,110円	6,100円～3,060円

支給期間 児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
※障がいがある場合は20歳未満

特別児童扶養手当

窓口・問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

心身に障がいがある児童に手当てを支給することで、福祉の増進を図ります。期間内に所得状況届を提出してください。

対象 心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している父、母、または父母に代わって養育している人(児童が障がいを支給事由とする年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している人は除きます)

支給額(月額) 障がいの程度1級52,500円/2級34,970円

※4月・8月・11月の年3回、4カ月分を振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が、一定額を超える場合は支給停止)

●**受給中の人** 8月12日(水)から9月11日(金)までに、所得状況届を提出。該当者には通知します

●**新たに申請する人** 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

特別障害者手当・障害児福祉手当

窓口・問合せ 社会福祉課障害福祉係☎内線3109

特別障害者手当 在宅で著しい重度の障がいの状態にあり、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の人に支給(社会福祉施設へ入所している場合や、病院に3カ月以上入院している人は除きます)

障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時介護を要する20歳未満の人に支給(障がいを支給事由とする年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している人は除きます)

支給額(月額) 特別障害者手当27,350円/障害児福祉手当14,880円

※2月・5月・8月・11月に、前月分までを振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が、一定額を超える場合は支給停止)

●**受給中の人** 8月12日(水)から9月11日(金)までに、所得状況届を提出。該当者には通知します

●**新たに申請する人** 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出



ひとり親世帯臨時特別給付金や児童扶養手当など

子育て関連の各種手当で

新型コロナウイルス感染症の影響で家計に負担が出ているひとり親世帯へ給付金を支給します。児童扶養手当の現況届、心身に障がいがある子を養育する人などへ支給する特別児童扶養手当と特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きも受け付けます。

1010180

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担の増加や収入減少に対する支援として、低所得者のひとり親世帯へ給付金を支給します

問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

	対 象		
	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯など	公的年金などの受給者で、児童扶養手当の支給を受けていない(※1)	児童扶養手当を受給していないひとり親世帯(※1)
要件・支給額など	基本給付 要件 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた人 給付額 1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円 ※市独自事業として1世帯当たり30,000円、第2子以降1人につき10,000円を加算して支給	基本給付 要件 令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の人で、公的年金などの受給額を含み、申請者および同居親族の平成30年中の収入額が、児童扶養手当を受けられる所得水準になっている 給付額 1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円	要件 児童扶養手当全額停止の人で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、その後、申請者および同居の親族の令和2年2月以降の1年間の収入見込額が、児童扶養手当を受けられる所得水準まで下がると思われる 給付額 1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円
	追加給付 要件 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した 給付額 1世帯50,000円	追加給付 要件 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した 給付額 1世帯50,000円	
申請など	基本給付 申請不要 ※給付を希望しない場合は辞退届が必要。ご連絡ください	基本給付、追加給付ともに申請必要 申請方法 窓口で配布する申請書に平成30年中の収入が分かる書類を添付し、提出 申請期限 来年2月26日(金)	申請必要 申請方法 窓口で配布する申請書に、収入が減少したことを証明する書類(令和2年2月以降の任意の1カ月分の収入が確認できるもの)を添付し、提出 申請期限 来年2月26日(金)
	追加給付 申請必要 申請方法 8月の現況届手続きの際に申請書を記入 申請期限 来年2月26日(金)		

(※1) 児童扶養手当を申請したことがない人も、支給要件を満たせば対象になります